## ALTABA INC [A8165]

## (Altaba Inc.)

を保有されている投資家の皆様へ

ーファンド清算に伴う清算金の支払い<現地効力発生日>のお知らせ(5回目)ー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。 平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、ALTABA INCのファンド清算に伴う清算金のお支払いにつきまして、現地保管機関より現地効力発生日の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。 今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 現地効力発生日 : 2019年10月4日(前回通知: 未定)

2. 現地支払開始日 : 2021 年 12 月 30 日

3. 支払単価 :1 口当たり 0.67 米ドル

- 4. 受取通貨について
  - ・受取通貨(円貨または外貨)は、外国株式の配当金等の受取方法に関する当社へのお申込み 内容等によって、お客様毎に異なります。
  - ・具体的には、以下のお客様におかれましては、原則として外貨でのお受取りとなります。
    - (1)外国株式配当金等の外貨受取を申し込まれているお客様
    - ②外国株式配当金等にて外貨 MMF の自動買付を申し込まれているお客様
    - ③大和ネクスト銀行の外貨預金口座を開設されているお客様
  - ・受取通貨の確認及び変更をご希望されるお客様は、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせください。
  - ※2021年6月16日以降お支払い分より、外国株式の配当金以外のお支払いについても外貨でのお受取りが可能となっております。
- 5. その他 : ・2019年10月7日付にて1回目のお支払いを実施しております。
  - ・2020年11月10日付にて2回目のお支払いを実施しております。
  - ・2021年8月17日付にて3回目のお支払いを実施しております。
  - ・2021年9月10日付にて4回目のお支払いを実施しております。
  - ・ALTABA INC は現地 2019 年 10 月 3 日より取引停止ののち、 ナスダック証券取引所より上場廃止となりました。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。 本資料は、投資勧誘を目的として作成したものではなく、情報提供を目的としたものです。

以上